

和歌山県農業農村振興委員会「農業及び農山村の振興に係る第三者部会」
平成30年度会議の審議の概要

1 日 時 平成31年3月13日(水) 13:30~15:00

2 場 所 和歌山県自治会館 304会議室

3 内 容

(1) 審議事項1:事業の目標達成状況及び成果について

『農山漁村活性化プロジェクト支援交付金』

『強い農業づくり交付金』

『産地パワーアップ事業』

(2) 審議事項2:平成31年度の事業実施計画について

(3) その他

4 出席者及び提出資料 別添のとおり

5 審議の概要

提出資料に基づき各担当者から説明を行い、第三者の視点から疑問点や改善点について意見を求めた。

委員から特に異議はなく了承いただいた。

主な意見及び質疑応答は以下のとおり。

(1) 審議事項1:事業の目標達成状況及び成果について

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

○(小山内委員)

改善計画として具体的にはどのような試みを行ったのか。

☆(果樹園芸課)

30年度においては各種イベント、店頭での農産物販売、道の駅エキスポでのPR活動等を実施して交流人口の増加を図っている。

○(山下委員)

交流人口の増加を目指して各種イベントを実施し努力しているのはわかるが、何か目新しいことに取り組んでいるのか。また、昨年度、国道480号沿施設の現地調査において観光バスがとまらないなどの話があったが、その後どうか。

☆(果樹園芸課)

目新しい取組については特に聞いていない。国道480号沿施設の観光バスの立寄に関しては、平成30年4月~12月の間で約1400台の実績があがっており、交流人口及び販売の増加につながっている。

○(山下委員)

目標を達成できなかった理由として国道480号の鍋谷トンネルの開通が遅れたということはあるが、事業主体には自助努力によりさらに集客を高めていただきたい。県にはその指導をお願いしたい。

○（橋本委員）

昨年度、国道 480 号沿施設の現地調査を実施した中で、委員の中から、もう少し集客力アップ、魅力アップを図るべきというご意見があったが、それに対し具体的に実施した手立てやその結果はどうなったか。

☆（果樹園芸課）

フェイスブックなど外部への情報発信が徐々に進み、PR 効果がでてきて、集客につながってきていると考えている。

また、昨年度よりイベントの数を増やすなどに取り組み、つるし柿作り体験イベントでは昨年度より参加者が倍増している。

今後、集客数を延ばしていくためには、独自の取り組みを考えていく必要があると感じている。

○（岸上委員）

目標の指標となる交流人口はレジ通過者数のことか。現状として売り上げはどれくらいあるのか。交流人口の数も重要であるが、地域経済への影響も重要と考える。

☆（果樹園芸課）

交流人口の数字はレジ通過者数である。平成 30 年 4 月～平成 31 年 1 月の売り上げについて、京奈和自動車道かつらぎ西 PA 施設において約 1 億 4,600 万円、国道 480 号沿施設において約 1 億 6,700 万円となっている。

○（橋本委員）

施設としてもそれぞれ性格が違うと思われるが、京奈和自動車道かつらぎ西 PA 施設と国道 480 号沿施設の強みや弱みなど比較分析は行っているのか。これから分析される予定があるのか。

☆（果樹園芸課）

実施主体から、特にそういう分析を行っているとは聞いていない。

☆（果樹園芸課）

農産物直売所については県下でも農協の施設、よってつてなどの民間施設が乱立している状況。今後はそれぞれの直売所の魅力が集客の鍵になってくると思われる。例えば、めっけもん広場（JA 紀の里）ではイトインコーナーの設置、とれたて広場（JA ながみね）では毎週土日に詰め放題イベントの実施など、それぞれが努力し運営している。京奈和自動車道かつらぎ西 PA 施設や国道 480 号沿施設についても、柿の産地であるので体験を加えるとか他にないようなことを実施することにより集客力アップに努め、目標を達成できるようにしたいと考えている。

○（中原委員）

これらの施設は場所的にはどの辺になるのか。

☆（果樹園芸課）

京奈和自動車道のかつらぎ西インターの上下線に PA があり、その上り線側の施設とそこから大阪に向けて抜ける国道 480 号沿いに施設がある。

○（中原委員）

高齢の方には日帰りバス旅行が人気で、その帰りに直売所へ寄って新鮮な野菜等を購入するのが幸せを感じるひとときであり、県内で楽しめる場所としてより充実していただければ考える。

○ (橋本委員)

私は和泉市に住んでいるので、周辺の人も国道 480 号沿施設をよく利用していると聞くと、残念ながら、季節によっては買うものが少ないという話を聞く。鍋谷トンネルができて大阪からすぐに来られるという立地条件を活かして、来訪者の購買意欲が高まる取組を進めるよう事業主体に指導いただきたい。

強い農業づくり交付金、産地パワーアップ事業関係

○ (山下委員)

成果目標の未達成の地区が多くあり、理由として台風の影響があるというのはわかるが、P10 において山椒の木の老木化が未達理由のひとつにあがっていた。計画段階において、老木化の話はわかっていたはずであり、詰め甘さがあつたのではないか。計画段階に詰めておけば老木化によって目標が達成できないということはないのではないか。

○ (山下委員)

輸出の関係についてニュースなどを見ていると全国的には輸出が好調な話を聞き、県知事の話でも輸出はがんばっていると聞く。しかしながら、今回の輸出関係の目標の達成状況をみると、県内の輸出はうまくいっていないということになるのか。

☆ (果樹園芸課)

本県では、果樹類の輸出に力を入れている。約 3 年前のデータで、本県で把握している範囲では桃で 1 億円、みかんで 5 千万円、柿で 5 千万円となっている。輸出先として桃は台湾中心、柿は香港・タイ中心、みかんは東南アジア全般となっている。また現在、アメリカやオーストラリアへの柿輸出にも力を入れている。本県では、輸出拡大に向けて商談会を実施するなど取り組んでいるが、他府県との競合、検疫や輸送の問題などうまくいかないことがあり、右肩上がりになっていない状況である。

○ (山下委員)

県内の輸出が伸びていないことには色々原因があると思われるが、他に要因があり達成できなかったというのであればそこを分析していただければと考える。

老木化など計画段階でわかっていることについては、今後、計画を樹立する時に先を見越してその内容を十分指導いただければ、今回のように目標未達成の原因とはならないと思われる。

○ (橋本委員)

P17 において達成できていない原因として病気の発生をあげているが、これについては、対応策を講じて解決しているのか。

☆ (果樹園芸課)

取組主体のきのくに農業村では無農薬栽培を行っている。病気への対策として器具・装置の洗浄を定期的実施しているが、十分ではなかったため洗浄方法の改善と徹底を図っている。また、試験研究機関にも相談し、病気の対策について助言いただいている。この結果、9 月以降病気の発生がみられていないことから、解決したと判断している。

○ (橋本委員)

昨年度、きのくに農業村の現地調査を実施したが、栽培方法の特殊性からみても、防止対策を万全に実施していくことが直接収益につながるものであるので徹底していただきたい。

☆（果樹園芸課）

きのくに農業村の社員も器具の洗浄については重要性を理解していたと思うが、見た目の汚れがとれていても病原菌は残っている可能性があるという認識が今回の件で進んだと考えている。

○（岸上委員）

P9 の成果目標の達成率がなかなか向上していないように見受けられる。要因を分析しているが、あまり目標達成に向かっていないように感じる。目標達成の実現度としてはどのように考えているのか。これから生産者も減っていく中、生果で出荷する方が多くなっていくように思われるが、そうなれば、より一層目標の達成が厳しくなるように感じる。

☆（果樹園芸課）

事業主体としては加工仕向量の確保に向けて各 J A と取引契約を交わし加工用原料の確保を計画的に実施しており、県でも厳選出荷の取組強化により加工用原料の確保を行うことを考えてはいるが、計画策定時から生産量が減少するなど社会情勢の大きな変化により目標は非常に厳しいものとなっている。今後も継続して事業主体に対して目標の達成に向けた指導を行っていく。

(2) 審議事項 2 : 平成 3 1 年度の事業実施計画について

特に意見等無し

(3) その他

○（小山内委員）

来客実績に比べて販売実績が数字的にみると頑張っているというのはそれぞれの施設が他店との競争に打ち勝っているということなのか。

☆（果樹園芸課）

客単価があがっている。その一因として、年々施設が競合している中でそれぞれがイベントを実施したり工夫されている結果であると考えます。

○（小山内委員）

過去 1 0 年の販売実績等の推移をみるとそれぞれの施設とも頭落ちという傾向か。

☆（果樹園芸課）

平成 3 0 年度の売上をみると、一部の直売所で売上があがっている施設もあるが、全体的には横ばいとなっている。

○（橋本委員）

それぞれの農産物直売所において収益率は分析されているのか。

☆（果樹園芸課）

過去の補助事業で実施した施設の来客数と売上げの動きを後追いで調査しているぐらいで、詳細な分析までは行っていない。

○（橋本委員）

全国的に農産物直売所が大幅に増えてきて過当競争的な状況になっていて、その中で業績を

伸ばしている施設もあれば、大幅に業績をおとしている施設もある。農産物直売所において農家や地域農業にどれだけ貢献しているか、影響を与えているかということが重要であり、その関連性を分析していただければと考える。

○（橋本委員）

県内だけでも農産物直売所の数は大小合わせると100はくだらないか。

☆（果樹園芸課）

農産物直売所の定義は色々あり、正確な数まで把握できていないが、100はあると思われる。

☆（果樹園芸課）

委員がおっしゃった地域農業への影響としては間違いなくプラス面に働いていると思われる。JAを経由した市場流通にはなじまない格外品等は安く買いたたかれ、評価されないが、農産物直売所においては、出荷者自らが価格等を定めることができるため、農家所得の拡大に寄与する。

○（岸上委員）

売上としては大きくはないが、10年前より伸びているJAみなべいなみの農産物直売所でもオープンした当初は梅しかなかったが、直売所運営者・生産者は梅だけでは厳しいと考え、近年、特に若手中心に、平場で梅以外の野菜等も栽培ははじめ、売上があがってきており、地域農業には良い影響がでていると感じている。また、新規就農者については、はじめは市場出荷は難しく、農産物直売所があれば有利に販売できる。新規就農者が5年くらい農産物直売所に出荷し、経営が安定したのちに共販にのせていくという流れが都市部の農協では非常に顕著となってきている。そういう意味では、農業の入口として農産物直売所があるというのは地域農業に強みとなると言える。

☆（食品流通課）

その反面、地方市場としては、農産物直売所に生産者（出荷者）をとられている。農産物直売所が色んなところがあり、生産者にとっては販路が広がることになりメリットがあるが、地方市場にとって、出荷物が集まりにくくなる。

○（中原委員）

農産物直売所において、商品の安全性やバラツキというのをどういう条件、規格で扱っているのか、不透明な部分がある。消費者としては、新鮮で安い品物に人気が集まっているが、見た目、安全性等を疑う品物もみられる。チェックはどこがされているのか。

☆（果樹園芸課）

農産物直売所であれば、市場出荷と違って規格は様々。農薬は使用しているが、農家は基準を守って農薬を散布し栽培しているので大丈夫。

農産物直売所へ出荷される農産物のサイズや形は様々であり、消費者はそれぞれの立場で選択している。生産者は購入してもらうため、それなりに見栄えをよくするとか、同じ価格でも相手より数量を多く入れるとか工夫しながら出荷している。買う側もスーパーと違って一つの農産物でも同一価格でなく様々な規格があることで、そこに行く楽しみというのがある。

最近では、直売所側が栽培指導を行っているところもあると聞いている。

○（中原委員）

ここにのっているような直売所はいいが、JAの隣にある小さい販売所などでは、農業の経

験がなく、定年して親の農地があったので農業を始めたというような方が、持っていったら売れるという感覚で農産物を出荷しているという話を聞いたりするので、安全面等で疑わしいと考えている。

☆（果樹園芸課）

農家の農薬使用にあつては、基準を守りながら栽培している。

終了 15:00

和歌山県農業農村振興委員会「農業及び農山村の振興に係る第三者部会」 平成30年度会議の状況

標記部会の開催状況



平成30年度「農業及び農山村の振興に係る第三者部会」

日時：平成31年3月13日（水）13時30分～

場所：和歌山県自治会館 304会議室

会 次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 報告事項

(1) 国の農業施設整備関連予算の概要

4 審議事項

(1) 事業の目標達成状況及び成果について

『農山漁村活性化プロジェクト支援交付金』

『強い農業づくり交付金』

『産地パワーアップ事業』

(2) 平成31年度の事業実施計画について

(3) その他

5 閉 会

「農業及び農山村の振興に係る第三者部会」出席者名簿

日時：平成31年3月13日(水)13:30～

	所 属	役 職	氏 名
1	委 員	和歌山大学名誉教授	橋本 卓爾
2	委 員	和歌山大学教授	岸上 光克
3	委 員	時事通信社和歌山支局長	小山内 康之
4	委 員	県くらしの研究会会長	中原 雅子
5	委 員	紀の川市 農業委員	山下 輝修

	所 属	役 職	氏 名
6	果樹園芸課	課長	岩本 和也
7	果樹園芸課	主任	上野山 浩司
8	果樹園芸課	主査	岡室 秀作
9	果樹園芸課	技師	川口 明日香
10	食品流通課	主査	米田 義弘
11	果樹園芸課(事務局)	産地振興班長	光定 伸晃
12	〃	主査	妹背 宗季
13	〃	主査	石川 義光

資料 1

国の農業施設整備関連予算の概要

農業施設整備関連予算の概要

H31.3

NO	事業名	概要	補助率等	補助形態	平成29年度当初予算 (億円)	平成30年度当初予算 (億円)	平成31年度概算決定額 (億円)
①	農山漁村振興交付金のうち 農山漁村活性化整備対策 (旧農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)	地域活性化や定住促進を図るため、都市と農山漁村の交流施設等の整備を支援します。 ※上限事業費: 8億円	県計画・共同計画・市町村単独計画全て対象 1/2以内	間接補助事業 (国→県→市町村→事業実施主体)	28 (101億円の内数)	23 (101億円の内数)	98億円の内数
②	強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち 産地基幹施設等支援タイプ (旧強い農業づくり交付金)	集出荷貯蔵施設や低コスト耐候性ハウス、畜舎、農産物処理加工施設などの共同利用施設の整備を支援します。	1/2以内		202	202	230億円の 内数
③	産地パワーアップ事業	集出荷貯蔵施設や低コスト耐候性ハウスなどの中規模施設の整備を支援	1/2以内	間接補助事業 (国・基金管理団体→県→市町村→事業実施主体)	570 (28補正)	447 (29補正)	400 生産支援事業 230 整備事業 170 (30補正)

国庫交付金を活用した各事業の目標
達成状況及び成果について
(H30年度を目標年度とする事業分)

◆事業評価対象地区一覧

1 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 評価対象事業

実施年度	地区名	事業実施主体	事業費 (千円)	交付金 (千円)	事業内容	目標年度	報告年度	担当課
H24～H28	かつらぎ町地区	かつらぎ町	541,283	270,841	地域連携販売力強化施設	(H28) H30	(H29) H31	果樹園芸課

2 強い農業づくり交付金事業 評価対象事業

実施年度	地区名	事業実施主体	事業費 (千円)	交付金 (千円)	事業内容	目標年度	報告年度	担当課
H22	みなべ町	JA紀州 (旧JAみなべいのみ)	26,150	11,064	小規模土地基盤整備 改植 11.13ha	H30	H31	果樹園芸課
H22	田辺市	JA紀南	27,776	10,454	小規模土地基盤整備 改植 10.54ha	H30	H31	果樹園芸課
H25	紀の川市	和歌山県農業協同組合連合会	1,460,024	675,937	かんきつ果汁搾汁施設 (荷受・搾汁・殺菌・濃縮設備 250t/日)	(H27) H30	(H28) H31	果樹園芸課
H26	有田川町	JAありだ	134,449	62,245	集出荷貯蔵施設(貯蔵庫18t) 山椒選別機(1.2t/日)	(H28) H30	(H29) H31	果樹園芸課
H27	有田川町	JAありだ	1,692,252	716,116	かんきつ選果施設非破壊糖酸センサー(30 条)、集出荷施設(2,604.76m ²)	(H29) H30	(H30) H31	果樹園芸課
H28	海南市	JAながみね	1,204,200	557,500	かんきつ選果施設 (非破壊糖酸センサー 16条) 貯蔵庫新設・改修(6室 312t)、建屋増設	H30	H31	果樹園芸課

3 産地パワーアップ事業 評価対象事業

実施年度	地区名	取組主体	事業費 (千円)	交付金 (千円)	事業内容	目標年度	報告年度	担当課
H28	しもつ地区	しもつコープファーム	47,196	21,850	集出荷施設 光センサー式選果機1台 処理量12.5t/日	H30	H31	果樹園芸課
H28	橋本市	きのくに農業村	174,485	80,780	生産技術高度化施設 (複合環境制御(温度、降雨)による高度環 境制御栽培施設 0.386ha)	H30	H31	果樹園芸課
H28	かつらぎ町妙寺地区	かつらぎ町	391,616	165,039	農産物処理加工施設 あんぼ加工施設一式 年間処理量 775,000kg	H30	H31	果樹園芸課

(参考様式 6 - 2)

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
かつらぎ町地区活性化計画 目標達成状況報告書

平成 3 1 年 2 月 2 5 日作成

都道府県名	計画主体名	地区名	計画期間	実施期間
和歌山県	かつらぎ町	かつらぎ町地区	平成 24 年度～ 平成 28 年度	平成 24 年度～ 平成 27 年度
事業メニュー名	事業内容及び事業量		事業実施主体	
地域連携販売力強化施設	京奈和自動車道 P A 内施設 建屋 鉄骨造 1 棟 416 m ² 附帯構造物 348 m ² 国道 480 号沿地域振興交流施設 建屋 木造 3 棟 834 m ² 駐車場等 5,087 m ²		かつらぎ町	

1 目標達成に向けた取組

平成 30 年度 実施方策	地域活性化に向け、交流人口を増加させるために次のことに取り組んだ。 ○京奈和自動車道 P A 農産物 (桃・ブドウなど) 販売イベントの実施 ○国道 480 号沿地域振興交流施設 道の駅 E X P O での P R 活動や和泉市との連携イベントの実施
平成 30 年度の 目標値と実績値	目標値 404,880 人 実績値 503,710 人
所 見	京奈和自動車道 P A、国道 480 号沿地域振興交流施設の両方の施設で交流人口が年間 15 万人以上となっており、計画に対して十分な実績となっている。 また、今後も各施設とも独自の事業を実施していくことで交流人口の増加を図っていく

【記入要領】

- ※ 事後評価時に策定した改善計画を添付すること。
- ※ 目標達成予定年度まで毎年度作成し、毎年 9 月末日までに報告すること。
- ※ 達成率等算出根拠 (参考様式 6 - 2 添付資料) を必ず添付すること。

(参考様式6-1及び6-2添付資料)改善計画書及び目標達成状況報告書の達成率等算出根拠
和歌山県 かつらぎ町
かつらぎ町地区活性化計画

目標値 (単位:人)

区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
交流人口の増加	0	228,680	231,765	231,818	235,366	0	231,907	231,907	317,167	433,659	404,880	404,880	404,880		
事業実施前(現状)	927,629											改善期間(目標)			
実績値												1,214,640			
交流人口の増加												改善期間(実績)			
事業実施前(現状)	927,629											1,111,038			
実績値												1,183,140			

実績値 (単位:人)

区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
交流人口の増加	0	228,680	231,765	231,818	235,366	0	235,985	205,022	356,362	313,669	679,430	503,710			
事業実施前(現状)	927,629											計画期間(実績)			
実績値												1,183,140			

【事後評価】
① = 目標値A = (目標/現状) × 100-100(%) = 30.94%

② = 実績値B = (実績/現状) × 100-100(%) = 19.77%

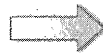
【改善計画の事後評価】(全体)
① = 目標値A = (目標/現状) × 100-100(%) = 30.94%
【目標 H29~H31 3年間】

② = 実績値B = (実績/現状) × 100-100(%) = 27.54%
【実績 H29、H30 2年間】

【改善計画の事後評価】2年目標達成状況
①' = 目標値A = 404,880人

②' = 実績値B = 503,710人

達成率 = ②' ÷ ①'
63.89% 未達成



達成率 = ②' ÷ ①'
89.01% 達成

達成率 = ②'' ÷ ①''
124.40% 達成 (2年目)

都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書

2 整備事業
(産地競争力の強化を目的とする取組用)

(和歌山県 平成22年度)

市町村名	事業実施主体名	政策分野の分類	取組の分野	作物等区分① (対象作物・畜産等名)	政策目標① (具体的な内容)	作物等区分② (対象作物・畜産等名)	政策目標② (具体的な内容)	事業実施後の状況②										事業内容	事業費 (円)	負担区分(円)			完了年月日	備考											
								事業実施後の状況②												負担区分(円)	交付金	市町村費			その他										
事業実施後の状況①										事業実施後の状況②										負担区分(円)															
計画時(平成21年)										達成率										達成率															
1年後(平成23年)										10a当たり収量										10a当たり収量															
2年後(平成24年)										10a当たり収量										10a当たり収量															
3年後(平成25年)										10a当たり収量										10a当たり収量															
4年後(平成26年)										10a当たり収量										10a当たり収量															
5年後(平成27年)										10a当たり収量										10a当たり収量															
6年後(平成28年)										10a当たり収量										10a当たり収量															
7年後(平成29年)										10a当たり収量										10a当たり収量															
8年後(平成30年)										10a当たり収量										10a当たり収量															
9年後(平成30年)										10a当たり収量										10a当たり収量															
10年後(平成30年)										10a当たり収量										10a当たり収量															
みなべ町	紀州産果協同組合(旧みなべいのみ産果協同組合)	産地競争力の強化	産地競争力の強化に向けた総合的推進	果樹(他)	生産性向上	果樹(他)	生産性向上	改選により果樹形状が改善され、葉の入り込みや薬剤散布に要する労働時間が削減された。	10a当たり収量 269kg	10a当たり収量 289kg	10a当たり収量 242kg	10a当たり収量 238kg	10a当たり収量 222kg	10a当たり収量 206kg	10a当たり収量 197kg	10a当たり収量 188kg	10a当たり収量 178kg	10a当たり収量 178kg	10a当たり収量 100.0%	10a当たり収量 2,085kg	10a当たり収量 2,012kg	10a当たり収量 1,943kg	10a当たり収量 1,924kg	10a当たり収量 1,924kg	10a当たり収量 1,908kg	10a当たり収量 1,818kg	10a当たり収量 1,544kg	10a当たり収量 1,481kg	11,084,000	0	5,171,000	9,914,284	1023.2.20		
								改選により果樹形状が改善され、葉の入り込みや薬剤散布に要する労働時間が削減された。																											

都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書

2. 整備事業
①産地競争力の強化を目的とする取組用)

事業実施主体 市町村名	事業実施目的	取組の分類	作物等区分①	成果目標の具体的な内容①	事業実施後の状況①										作物等区分②	成果目標の具体的な内容②	事業内容	事業費 (円)	負担区分(円)				完了年月日	事業実施主体の概要
					計画時 (平成21年)	1年後 (平成23年)	2年後 (平成24年)	3年後 (平成25年)	4年後 (平成26年)	5年後 (平成27年)	6年後 (平成28年)	7年後 (平成29年)	8年後 (平成30年)	目標値 (平成30年)					達成率	交付金	都道府県費	市町村費		
田辺市	産地競争力の強化を目的とする取組用)	産地競争力の強化に向けた総合的推進	果樹(梅)	【果樹】労働時間削減を目的として、産地競争力強化に向けた総合的推進を推進	278時/ha 5,254/ha 1,890/ha	240時/ha 4,922/ha 1,900/ha	240時/ha 4,584/ha 1,930/ha	233時/ha 4,416/ha 1,920/ha	218時/ha 4,381/ha 1,920/ha	204時/ha 4,100/ha 1,920/ha	195時/ha 3,978/ha 1,920/ha	188時/ha 3,738/ha 1,920/ha	168時/ha 3,688/ha 1,920/ha	168時/ha 3,688/ha 1,920/ha	100.0%	改組により株主構成が変更された。また、産地競争力強化に向けた総合的推進を推進した。	果樹(梅)	生産性向上	27,775,237	10,464,000	5,200,000	12,321,237	123.3.11	生産性の向上に向けて、労働時間削減と労務の向上に取り組む。また、産地競争力強化に向けた総合的推進を推進した。

都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書

整備事業

I 産地競争力の強化を目的とする取組用)

(和歌山県 平成30年度)

市町村名	事業実施主体名	取組目的	取組の分類	作物等区分① (対象作物・産種等名)①	政策目標①	成果目標の具体的な実績①	事業実施後の状況①								作物等区分② (対象作物・産種等名)②	政策目標②	成果目標の具体的な内容②	事業実施後の状況②								事業内容	事業費(H)	負担区分(H)				完了年月日	備考
							計画時 (平成22～23年平均)	1年後 (平成25年)	2年後 (平成26年)	3年後 (平成27年)	4年後 (平成28年)	5年後 (平成29年)	6年後 (平成30年)	目標値 (平成27年)				達成率	計画時 (平成22～23年平均)	1年後 (平成25年)	2年後 (平成26年)	3年後 (平成27年)	4年後 (平成28年)	5年後 (平成29年)	6年後 (平成30年)			目標値 (平成27年)	達成率	交付金	市町村費		
県	和歌山県農業協同組合連合会	産地競争力の強化	産地競争力の強化に向けた総合的推進	果樹(みかん)	ブランド果樹の増加	全出荷量に占めるブランド果樹の割合の向上	加工仕向みかんが減少するなか、熟選工場の原料となる高品質なストレート果生産を確保した。	29.1%	0%	35.0%	33.9%	38.8%	39.6%	34.0%	32.5%	144.1%	12.7%	0%	10.7%	12.9%	9.4%	10.5%	8.4%	15.7%	143.3%	1,460,023,920	675,937,000	0	784,086,920	11.26.10.15			

(注) 1 別紙様式1号の2の1に準じて作成すること。
 2 要綱第1の1の(2)の(ア)及び(イ)の場合には、事業実施後の状況の欄を追加し、記入すること。
 3 別添として、各事業実施主体等が作成した事業実施状況報告書を添付すること。

都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書

整備事業
I I 産地競争力の強化を目的とする取組用

(和歌山県 平成26年度)

市町村名	事業実施主体名	メニュー① (対象作物・畜産等名)①	成果目標の具体的な内容①	事業実施後の状況④						メニュー② (対象作物・畜産等名)②	成果目標の具体的な内容②	事業実施後の状況③						事業内容 (工種、施設区分、構造、規格等)	事業費 (円)	負担区分(円)				完了年月日	事業実施主体の 評価	備考			
				計画時 (平成25年)	1年後 (平成27年)	2年後 (平成28年)	3年後 (平成29年)	4年後 (平成30年)	目標値 (平成28年)			達成率	計画時 (平成25年)	1年後 (平成27年)	2年後 (平成28年)	3年後 (平成29年)	4年後 (平成30年)			目標値 (平成28年)	達成率	交付金	都道府県費				市町村費	その他	
有田川町	ありだ農業協同組合	果樹(山椒)	加工向けの割合を3割以上増加(類別109)	50.5%	72.3%	75.0%	73.7%	75.4%	67.7%	144.2%	山椒選別機による果物の溜り等防止ができて、商品性向上に繋がった。	果樹(山椒)	単位面積当たりの販売額を3%以上増加(類別114)	5,242 千円/ha	5,611 千円/ha	4,426 千円/ha	5,182 千円/ha	6,589 千円/ha	6,840 千円/ha	84.3%	集出荷時の整備により、貯蔵場所を集中的に管理することになった。	111,240,000	51,500,000	0	59,740,000	0	12,464,200	H27.6.30	加工向け割合の増加については、この達成できなかったところが、単位の販売額増加については、近年の夏季高温の影響による樹勢の低下により収穫量が減少した。今後改植した圃場の成園化による収量の増加が見込まれることや、樹勢の回復・維持のため土壌改良資材の施用の推進により安定生産をめざし、単位の積当り増収を図る。

都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書

整備事業
I 産地競争力の強化を目的とする取組用

(和歌山県 平成27年度)

市町村名	事業実施主体名	メニュー① (対象作物・畜種等名)①	成果目標の具体的な内容①	事業実施後の状況①						成果目標の具体的な内容②	事業実施後の状況②						事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	事業費 (円)	負担区分(円)				完了年月日	事業実施主体の詳細	備考
				計画時(平成28年)	1年後(平成27年)	2年後(平成28年)	3年後(平成29年)	4年後(平成30年)	目標値(平成29年)		達成率	計画時(平成24-25年平均)	1年後(平成27年)	2年後(平成28年)	3年後(平成29年)	4年後(平成30年)			目標値(平成29年)	達成率	交付金	都道府県費			
有田市、湯浅町、広川町、有田川町	ありだ農業協同組合	果樹(柑・橘)	商談会への参加、現地で販売促進活動に取り組む。東アジア諸国への出荷が増えることを目指す。	輸出向け出荷量 13t 参考: 総出荷量 13,852t	-	輸出向け出荷量 22t 参考: 総出荷量 15,427t	輸出向け出荷量 12.1t 参考: 総出荷量 11,887t	輸出向け出荷量 11t 参考: 総出荷量 12,082t	輸出向け出荷量 20t 参考: 総出荷量 15,470t	単位面積当たりの販売額 5,893千円/ha	単位面積当たりの販売額 5,893千円/ha	単位面積当たりの販売額 5,907千円/ha	単位面積当たりの販売額 5,909千円/ha	単位面積当たりの販売額 5,909千円/ha	単位面積当たりの販売額 6,404千円/ha	39.1%	266,760,000	716,116,000	0	5,000,000	971,136,000	2028.8.20	輸出・単位面積当たりの販売額増加の取組も進んでおらず、今後商談会への積極的な参加による輸出相手国及び輸出量の拡大を図る。同時に、副産物を活用した選果機を導入し、さらなる販売単価の向上を図る。		
				計画時(平成28年)	1年後(平成27年)	2年後(平成28年)	3年後(平成29年)	4年後(平成30年)	目標値(平成29年)	達成率	単位面積当たりの販売額 5,893千円/ha	単位面積当たりの販売額 5,907千円/ha	単位面積当たりの販売額 5,909千円/ha	単位面積当たりの販売額 5,909千円/ha	単位面積当たりの販売額 6,404千円/ha	39.1%	1,425,492,000	716,116,000	0	5,000,000	971,136,000				

都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書

整備事業

I 産地競争力の強化を目的とする取組用

(和歌山県 平成28年度)

市町村名	事業実施主体名	メニュー① (対象作物・畜種等名)①	事業実施後の状況①					成果目標の具体的な内容①	メニュー② (対象作物・畜種等名)②	成果目標の具体的な内容②	事業実施後の状況②					事業内容 (工種、施設区分、規模、規格、能力等)	事業費 (円)	負担区分(円)				完了年月日	事業実施主体の評価	都道府県の評価	備考			
			計画時 (平成26年)	1年後 (平成28年)	2年後 (平成29年)	見込み (平成30年)	目標値 (平成30年)				見込み (平成30年)	見込み (平成30年)	見込み (平成30年)	見込み (平成30年)	見込み (平成30年)			交付金	都道府県費	市町村費	その他							
海南市	ながみね農業協同組合 下津地区	果樹(柑橘類、やぶ(ブルー))	温州みかん 和歌山県平均労働時間 234h/10a	149	135	125h/10a	84%	高性・高性・高性 サード導入により家庭用選別の選別区縮小を図る等、選別力に要した。	果樹(柑橘類、やぶ(ブルー))	輸出向けの出荷量 42.9%増	輸出向けの出荷量 56t	52.8	30.4	輸出向けの出荷量 80t	107%	・H30年度より予定していた輸出先が急遽なくなり減少した。既に輸送先での拡大を図っている。	1,204,200,000	557,500,000	0	0	646,700,000(2017/5/21)							

都道府県平均達成率	総合	所見
〇%

(注) 1 別紙様式1号の2のIに準じて作成すること。
 2 要綱第3の4の(2)のアのただし書きの場合には、事業実施後の状況の欄を追加し、記入すること。
 3 別添として、各事業実施主体が作成した事業実施状況報告書を添付すること。
 4 「事業実施主体の評価」欄と、「都道府県の評価」欄については、評価の対象となる年度のみ、それぞれの所見を記入すること。
 5 「総合所見」欄については、評価実施年度の取組について、都道府県全体の総合所見を記入すること。
 6 「都道府県平均達成率」欄は、都道府県において事業実施地区で掲げている成果目標毎の達成率の平均値とする。

産地パワーアップ事業
取組主体事業実施状況報告書

1 取組主体の情報

地域協議会名	海南市農業再生協議会	取組主体名	農事組合法人しもつコープファーム	代表者氏名	組合長理事 山本幸彦	区分	農業者の組織する団体
住所	〒649-0111 和歌山県海南市下津町方197-1	農事組合法人しもつコープファーム	電話番号	073-492-0026			

(注)「区分」欄には、実施要綱別表に定める取組主体の区分を記入すること。

2 産地パワーアップ計画

地域協議会 等名	整理 番号	地区名	作物 名	取組内容	面積 (ha)	成果目標	事後評価の検証方法 (現状値及び目標値の算出方法) (※定量的な検証ができること。)		
							現状 (平成26年度)	目標 (平成30年度)	実績見込み (平成30年度)
海南市農業 再生協議会	1	海南市し もつ地区	うみかん および中 晩柑(清 夏、はっ さく等)	農業者実施方針「取組主体と事 業者の間で取り交わす事前契約 による安定的な販売体制構築の 取組を推進」に沿って、実需者 との事前契約取引量を増加さ せ、契約栽培を増加	50.7	契約栽培の割合の 10%以上の増加か つ500%以上	11,261トン(534ト ン)契約取引率4 7.4%	契約取引の割合 を82.7% (全出荷量1,120 トン)	契約取引の割合 63% (全出荷量1,040 トン(656%)

(注1)「整理番号」欄には、地域協議会等ことこの産地パワーアップ計画の整理番号を記載すること。

(注2) 果樹の改植を行う場合は、「作物名」欄に対象品目、品種を記載すること(都道府県事業実施方針に定める対象品目、品種に限る)。

(注3) 成果目標は、実施要領第4の5の(1)のいずれかを記載すること。

3 事業実績

(1) 総括表

	年度別内訳					
	28年度		29年度			
	国費	その他	国費	その他	国費	その他
総事業費 (円)						
整備事業	47,196,000	0	47,196,000	0	21,860,000	25,346,000
生産支援事業						
合計	47,196,000	0	47,196,000	0	21,860,000	25,346,000

(2) 内訳
(ア) 整備事業

整理番号	地区名	取組主体名	対象作物名	面積 (ha)	農業者数	事業実施年度	目標年度	取組目標		事業内容 (工種、施設区分、構造、規模、能力等)			事業費 (円)			完了年月日	事後評価の検証方法	費用対効果分析結果	取組目標の達成状況	取組主体の評価		
								現況値 (28年度)	目標値 (30年度)	実績値 (30年度)	国費	都道府県費 市町村費	その他									
1	しもつ	農事組合 法人しもつ フアーム	果樹 (み かん、中 晩柑)	50.7	70	28	30	契約栽培 の割合の 10%以上 の増加か つ50%以 上	47.4%	62.7%	63.0%	47,196,000	0	25,346,000	平成28年 10月11日	農事組合法人しもつ フアーム 29年度 30年度 31年度 32年度 33年度 34年度 35年度 36年度 37年度 38年度 39年度 40年度 41年度 42年度 43年度 44年度 45年度 46年度 47年度 48年度 49年度 50年度 51年度 52年度 53年度 54年度 55年度 56年度 57年度 58年度 59年度 60年度 61年度 62年度 63年度 64年度 65年度 66年度 67年度 68年度 69年度 70年度 71年度 72年度 73年度 74年度 75年度 76年度 77年度 78年度 79年度 80年度 81年度 82年度 83年度 84年度 85年度 86年度 87年度 88年度 89年度 90年度 91年度 92年度 93年度 94年度 95年度 96年度 97年度 98年度 99年度 100年度	1.60	102%	中晩柑の産 産度計画が可 能な光セン サー選果機を 導入すること によりブランド 化が図られ、 拡大が見込ま れる。高性能セ ンサーによる 外観・生傷セ ンサーによる 選果の二重 チェック、既 存取引先に接 い量の増加が 見込まれる。			
附帯事務費 (都道府県、市町村)													0	0	0							
計													47,196,000	0	25,346,000							
合計													47,196,000	0	25,346,000							

(注1) 「整理番号」欄には、地域協議会等ことの産地パワーアップ計画の整理番号を記載すること。
(注2) 「No.」欄には、産地パワーアップ計画の1の(4)の番号を記載すること。
(注3) 附帯事務費の事業内容は、生産局長が別に定める附帯事務費の用途基準により記入すること。
(注4) 「取組目標」欄には、産地パワーアップ計画の成果目標の達成に直接的に繋がると見られる取組を記載すること。

(イ) 生産支援事業

整理番号	地区名	取組主体名	対象作物名	面積 (ha)	農業者数	事業実施年度	目標年度	取組目標		事業内容 (機械リース、資材費等)			完了年月日	事後評価の検証方法	費用対効果分析結果	取組目標の達成状況	取組主体の評価					
								現況値 (O年度)	目標値 (O年度)	実績値 (O年度)	国費	都道府県費 市町村費						その他				
計																						
計																						
合計																						

(注1) 「整理番号」欄には、地域協議会等ことの産地パワーアップ計画の整理番号を記載すること。
(注2) 「No.」欄には、産地パワーアップ計画の1の(4)の番号を記載すること。
(注3) 果樹の改組を行う場合は、「対象作物名」欄に「対象作物名」欄に「対象作物名」欄に定める対象品目、品種に限る。
また、「面積」欄は実施面積を記載すること。
(注4) 「取組目標」欄には、産地パワーアップ計画の成果目標の達成に直接的に繋がると見られる取組を記載すること。

- 添付資料
(1) 生産支援事業は、別添1、2を添付すること。
(2) 整備事業は、次に掲げる資料を添付すること。
① 概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料
② 費用対効果分析
③ 施設の規模算定根拠
④ 位置、配置図、平面図
⑤ 施設の管理運営規程
⑥ その他都道府県知事が必要と認められる資料 等

産地パワーアップ事業
平成30年度実施状況報告書

地域協議会名 橋本市農業再生協議会

整理番号 1

1 産地パワーアップ計画

(1) 産地パワーアップ計画の目的・取組を実施する産地の範囲

和歌山県橋本市

(2) 産地の収益性の向上のための取組内容

【作物名】野菜（ほうれんそう・ねぎ）
【成果目標】販売額の1.0%以上の増加
【取組内容】生産技術高度化施設の整備により出荷量の増加に取り組み、販売額の増加を図る。

(3) 取組により期待される効果、目標及びその実現のために地域の関係者が果たす役割

生産技術高度化施設と水耕栽培設備の整備により高品質・安定生産による産地の拡大が図られるとともに、周年・計画生産による経営の安定化と農業後継者の確保、雇用が創出等、地域全体の活性化が期待できる。
本計画の効果的な実現に向け、地域の関係者（県伊都振興局、JA紀北かわかみ、橋本市）が一体となって事業計画の審査と事業実施後の指導に努める。

(4) 中心的な経営体又は団体の名称及びその取組内容

№	中心的な経営体又は団体の名称	住所	代表者名	取組内容	備考
1	農事組合法人 きのくに農業村	橋本市隅田町上兵衛233番地	代表理事 山本憲哉	<p>【取組前】</p> <p>面積/品目 ほうれんそう 0ha ⇒ 0.193 ha 面積/品目 ねぎ 0ha ⇒ 0.193ha 農業者数 5名 ⇒ 5名</p> <p>【取組後】</p> <p>【取組内容】 生産技術高度化施設の整備 (0.386ha)</p>	
計					

(5) 計画の内容

地区名	作物名	取組内容	面積 (ha)	成果目標	事後評価の検証方法		達成率 (%)	地域協議会等の評価	備考
					現状 (平成27年度)	実績 (平成30年度)			
橋本市	野菜（ほうれんそう・ねぎ）	生産技術高度化施設の整備	6.516ha	販売額の1.0%以上の増加	124万円/10a	185万円/10a	55.0	取組主体の評価を計画的に実行に移せれば目標達成は可能だと考えられる。目標達成のためにも適切な助言を行っていきたい。	
					<p>事後評価の検証方法 (※定量的な検証ができること。)</p> <p>◎地域全体の10aあたりの販売額： (整備施設の販売額+地域の販売額)+地域の栽培面積 (77,315,004円+76,271,022円)+6,516ha×10 =2,357,030円/10a</p> <p>取組主体の販売額：出荷データによる検証 地域の販売額：10aあたり出荷量×栽培面積×平均単価 ・10aあたり出荷量：取組主体の青果出荷実績 ・平均単価：大原市中央卸売市場（本等/草部）年間平均単価（和歌山県産） 地域の栽培面積：協議会委員の栽培面積 市町別別統計後計協議会委員の栽培面積 +地域協議会委員の栽培面積</p>				

(6) その他

2 事業実績

(1) 総括表

	年度別内訳									
	28年度					29年度				
	総事業費 (円)		国費		その他	総事業費 (円)		国費		その他
整備事業	174,484,800	80,780,000	0	93,704,800	174,484,800	80,780,000	0	93,704,800	174,484,800	80,780,000
生産支援事業										
合計	174,484,800	80,780,000	0	93,704,800	174,484,800	80,780,000	0	93,704,800	174,484,800	80,780,000

(2) 内訳

(ア) 整備事業

No.	地区名	取組 主体名	対象作物 名	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施 年度	目標 年度	取組目標	実績			事業内容 (工程、施設区分、構造、規格、能力 等)	総事業費 (円)			完了 年月日	事後評価 の検証方法	費用対効果 分析結果			
									現状値 (27年度)	目標値 (30年度)	実績 (30年度)		国費	都道府県費 市町村費	その他						
1	橋本市	農事組 合法人 きのく に農業 村	野菜 (ぼう れんそ う・ね ぎ)	0.386	5	H28	H30	販売額の10%以上の増加	0万円/10a	147万円/10a	147万円/10a	生産技術高度化施設 (複合環境制御(温度、降雨)に よる高度環境制御栽培施設 0.386ha)	174,484,800	80,780,000	0	93,704,800	H29.4.29	出典: 平成30年度調査結果	1.02		
附帯事務費(都道府県、市町村)																					
計																					
合計													174,484,800	80,780,000	0	93,704,800					

(イ) 生産支援事業

No.	地区名	取組 主体名	対象作物 名	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施 年度	目標 年度	取組目標	実績			事業内容 (機械リース、資材費等)	総事業費 (円)			完了 年月日	事後評価 の検証方法			
									現状値 (〇年度)	目標値 (〇年度)	実績 (〇年度)		国費	都道府県費 市町村費	その他					
計																				
計																				
合計																				

(整備事業・生産支援事業)

産地パワーアップ事業
実施状況報告書(平成30年度)
(平成30年1月～12月実績)

1 取組主体の情報

地域協議会名	橋本市農業再生協議会	取組主体名	農事組合法人さのくに農業村	区分	(6) 農業者の組織する団体
住所	〒648-0014 橋本市隅田町上兵庫233番地	代表者氏名	山本憲哉	電話番号	0736-20-7764

2 産地パワーアップ計画

地域協議会 番号	整理 地区名	取組内容	面積 (ha)	成果目標	事後評価の検証方法 (現状値及び目標値の算出方法) (※定量的な検証ができること。)	
					現状 (平成27年度)	実績 (平成30年度)
1	橋本市 橋本市農業再生協議会	野菜 (ほうれん そう・ね ぎ)	0.386	販売額の10%以上の増加	0万円/10a	1,278万円/10a

◎目標販売額：出荷量×平均単価
ほうれんそう 58,350kg×730円/kg=39,586,500円
ねぎ 1,000kg×1,000円/kg=1,000,000円
※平均単価は、販売額と出荷量の算出による。
販売額：1,278万円/10a、ねぎ：948万円/10a
出荷データにより検証

◎栽培面積
ほうれんそう 150a
ねぎ 150a
計 300a
◎全体10aあたり販売額(ほうれんそう+ねぎ)
現状：0円/10a
目標：20,029,283円/10a (39,586,988円+37,944,066円)÷0.386ha+10a

3 事業実績

(1) 総括表

	平成28年度				平成29年度			
	国費	補助金 国費	その他	総事業費 (円)	国費	補助金 国費	その他	総事業費 (円)
整備事業	174,484,800	80,780,000	0	93,704,800	174,484,800	80,780,000	0	93,704,800
生産支援事業								
合計	174,484,800	80,780,000	0	93,704,800	174,484,800	80,780,000	0	93,704,800

(2) 内訳

(ア) 整備事業

整理 番号	地区名	取組 主体名	対象作物 名	面積 (ha)	農業 者数 年度	事業 年度 年度	目標 年度	取組目標		事業内容 (工程、施設区分、構造、規格、能力 等)	総事業費 (円)		事後評価 の検証方法	費用対効果 分析結果	取組目標 の達成状況	取組主体 の詳細	
								現状値 (27年度)	実績 (30年度)		国費	補助金 国費					
1	橋本市	農事組合法人 さのくに農業村	野菜 (ほうれ んそう・ ねぎ)	0.386	5	H28	H30	0万円/10a	1,278万 円/10a	生産技術高度化施設 による環境制御施設 (温度、降雨)に 対し、 0.386ha)	174,484,800	80,780,000	出荷データ により検証	1.02	63.8	5～7月に新築が多発し、生産 量が大幅に減少した影響で売 り上げが下がった。気温や栽培 環境の荒廃と農家の高齢化に よって秋以降は生産が回復し たが、販売単価が低く、追加の 対策が必要。また、出荷データ や現場での観察などにより、 販売や外部からの持ち込み の防止にも努めている。特に 販売の引き合いは強く、特に 農家の生産の安定化によって 目標の達成を目指す。	
											174,484,800	80,780,000	0	93,704,800			

産地パワーアップ事業
産地パワーアップ事業実施状況報告書兼評価報告書

策定：平成 31 年 2 月 日

地域協議会名 かつらぎ町農業再生協議会

整理番号

1 産地パワーアップ計画

(1) 産地パワーアップ計画の目的・取組を実施する産地の範囲

和歌山県かつらぎ町妙寺地区（果樹栽培面積100ha）
本計画の目的は、果樹（渋柿）の加工仕向け果実を対象に、あんぼ柿加工施設を新たに導入することにより、実需者（市場ほか）が求める加工品（あんぼ柿）を安定的に出荷する体制を構築し、販売額を増加させ、経営の安定化を図ること。
本計画を実施する範囲は、かつらぎ町妙寺地区内の柿栽培農家の217名の柿ほ場100haである。

(2) 産地の収益性の向上のための取組内容

【作物名】果樹（渋柿）
【成果目標】販売額の10%以上の増加
【取組内容】果実販売方針「多様な販路の確保や流通形態に対応するための施設整備等の取組を推進」に沿って、加工品の製造及び販売額を増加

(3) 取組により期待される効果、目標及びその実現のために地域の関係者が果たす役割

加工施設の整備について、現在出荷できていない下級品を加工することにより、実需者が求める加工品（あんぼ柿）を安定的に出荷する体制を構築することで、産地としての販売額を10%以上増加させる。
また、全量出荷が可能となることにより、安定生産及び安定した価格が見込まれ、農業者の生産意欲や所得の向上につながる。
本計画の効果的な実現に向け、県実施方針に従い、地域の関係者（伊都振興局、かつらぎ町、JA紀北かわかみ、柿生産農家等）が一体となって事業推進及び計画審査に努める。

(4) 中心的な経営体又は団体の名称及びその取組内容

No.	中心的な経営体又は団体の名称	住所	代表者名	取組内容	備考
	かつらぎ町	かつらぎ町丁ノ町2160	井本 泰造	<p>【取組前】 面積/品目 100ha（渋柿） ⇒ 100ha（渋柿） 農業者数 217 名</p> <p>【取組後】 【取組内容】 あんぼ柿加工施設の整備</p> <p>現在妙寺地区の下級品は他地区の加工施設で加工しているが、既存施設の加工量が飽和していることから妙寺地区内に新たに加工施設を整備することで、地区内のあんぼ柿加工量を410tから775tに増加し、販売額を増加させる。</p>	
計					

(5) 計画の内容

地区名	作物名	取組内容	面積 (ha)	成果目標		事後評価の検証方法	達成率 (%)	地域協議会等の評価	備考
				現状 (平成27年度)	目標 (平成30年度)				
かつらぎ町妙寺地区	渋柿	農産物処理加工施設の整備	100	141,629,400	267,375,000	(※定量的な検証ができること。) 妙寺地域の事業実施前(平成27年度)、実施後(平成30年度)のあんぼ柿販売額により検証する。事業実施年度 28年度 目標年度 30年度 評価年度 31年度	57.95%		実績の期間 H30.4~H31.1

(注1) 果樹の改植を行う場合は、「作物名」欄に対象品目、品種を記載すること（都道府県事業実施方針に定める対象品目、品種に限る）。

(注2) 成果目標は、実施要領第4の5の(1)のいずれかを記載すること。

(6) その他

2 事業実績

(1) 総括表

	28年度						29年度					
	事業費			事業費			事業費			事業費		
	国費	市町村費	その他	国費	市町村費	その他	国費	市町村費	その他	国費	市町村費	その他
整備事業	391,615,560	165,039,000		391,615,560	165,039,000	226,576,560						
生産支援事業												
合計	391,615,560	165,039,000		391,615,560	165,039,000	226,576,560						

(2) 内訳

(ア) 整備事業

No.	地区名	取組主体名	対象作物名	面積 (ha)	農業者数	事業実施年度	目標年度	取組目標			事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	事業費 (円)			完了年月日	事後評価の検証方法	費用対効果分析結果	取組目標の達成状況	取組主体の評価	地域協議会等の評価
								現状値 (27年度)	目標値 (30年度)	実績 (30年度)		国費	市町村費	その他						
	かつらぎ町	かつらぎ町	渋柿	100	217	28	30	141,629,400円	267,375,000円	214,500,000円	産物処理加工施設 あんほほ加工施設一式 年間処理量 775,000kg	391,615,560	165,039,000	226,576,560	29.10.13	妙寺地域の生産農家の事業実施前(平成27年度)、実施後(平成30年度)のあんほほ柿販売額に よって検証する。	1.17	57.95%	柿の出荷量が少なく、出荷が少なかったため、目標値を達成できなかったが、平年並に近づいた。平成30年度の稼働により新施設においても問題なく多量の加工を行えることが確認されたので、十分な出荷が認められ、目標値を達成することは可能と考える。	
計												391,615,560	165,039,000	226,576,560						
合計												391,615,560	165,039,000	226,576,560						

(注1) 「No.」欄には、1の(4)の番号を記載すること。

(注2) 附帯事務費の事業内容は、生産局長が別に定める附帯事務費の使用基準により記入すること。

(注3) 「取組目標」欄には、産地パワーアップ計画の成果目標の達成に直接的につながる取組を記載すること。

(イ) 生産支援事業

No.	地区名	取組主体名	対象作物名	面積 (ha)	農業者数	事業実施年度	目標年度	取組目標			事業内容 (機械リース、資材費等)	事業費 (円)			完了年月日	事後評価の検証方法	取組目標の達成状況	取組主体の評価	地域協議会等の評価
								現状値 (〇年度)	目標値 (〇年度)	実績 (〇年度)		国費	市町村費	その他					
計																			
合計																			

(注1) 「No.」欄には、1の(4)の番号を記載すること。

(注2) 果樹の改修を行う場合は、「対象作物名」欄に「対象品目、品種」を記載すること (産地パワーアップ計画に定める対象品目、品種に限る)。

(注3) 「取組目標」欄には、産地パワーアップ計画の成果目標の達成に直接的につながる取組を記載すること。

資料3

平成31年度実施予定の事業計画について

国庫事業の実施予定事業費一覧

単位：千円

区分	事業費 (千円)	国費	県費
強い農業・担い手づくり総合支援交付金	4,657,691	1,773,890	0
産地パワーアップ事業	12,744	5,900	0
合 計	4,670,435	1,779,790	0

※H30からの繰越予算を含む
(被災事業を除く)

平成30年度ハード事業の繰越実施（H31年度分）の状況について

【強い農業づくりの交付金】

政策目的	取組名 (事業名)	市町村名	事業実施主体	事業内容	事業費 (千円)		備考
					国費	県費	
産地競争力の強化	集出荷貯蔵施設整備	有田市	JAありだ	○ありだ共選の選果機等 光センサー選果機1台、附帯設備一式	1,234,440	0	担当：果樹園芸課
産地競争力の強化	集出荷貯蔵施設整備	梅茂町 広川町	JAありだ	○マル南選果場の選果機等 光センサー選果機1台、附帯設備一式	887,760	0	担当：果樹園芸課
食品流通の合理化	卸売市場施設整備の推進	和歌山市	和歌山市	○和歌山市中央卸売市場整備 卸売場施設(5,900㎡)、中卸売場施設(7,200㎡)、買付保管・利込所施設(4,800㎡) (2,100㎡)、駐車施設(25,500㎡)、横内納庫(30,000㎡)、汚水処理施設(24㎡)、農産物処理施設(288㎡)、市場管理センター(6,382㎡)、加工処理高度化施設(1,295㎡)、総合食品センター機能付加施設(2,420㎡)、変電施設(200㎡)、受水槽(80㎡)	1,241,157	372,526	担当：食品流通課
合 計					3,363,357	1,355,026	

平成31年度ハード事業の実施計画について

【強い農業・担い手づくり総合支援交付金】

政策目的	取組名 (事業名)	市町村名	事業実施主体	事業内容	事業費 (千円)		備考
					国費	県費	
食品流通の合理化	卸売市場施設整備の推進	和歌山市	和歌山市	○和歌山市中央卸売市場整備 卸売場施設(S造平屋・5,900㎡)、中卸売場施設(S造平屋・7,200㎡)、買付保管・利込所施設(S造平屋・4,800㎡)、倉庫施設(S造平屋・2,100㎡)、衛生施設(S造平屋・324㎡)、市場管理センター(卸・市)(S造重層・3,180㎡)、市場管理センター(卸・市)(S造重層・2,160㎡)、市場管理センター(守衛室)(S造平屋・42㎡)、加工処理高度化施設(S造平屋・1,295㎡)、総合食品センター機能付加施設(S造平屋・2,527㎡)、附帯施設(S造平屋・300㎡)	1,294,334	418,864	担当：食品流通課
合 計					1,294,334	418,864	

【産地パワーアップ事業】

取組名 (事業名)	市町村名	事業実施主体	事業内容	事業費 (千円)		備考
				国費	県費	
農機購入	和歌山市	JAファーム	トラクター(4.5馬力)2台の購入	12,744	0	担当：果樹園芸課
合 計				12,744	0	

資料 4

国庫交付金で整備された農産物直売所等の
利用実績について

農業構造改善事業及び経営構造対策事業等で設置した農産物直売施設の概要及び販売実績について

平成31年3月末見込み

名称	めつけもん広場 平成11年度	どんどん広場 平成12年度	根菜さくらり 平成13年度	ほんまもんふんささと産地直売所 平成15年度	とれたて広場 平成18年度
事業名	地域農業基盤確立農業構造改善事業	地域農業基盤確立農業構造改善事業	経営体育成緊急支援事業	経営体育成緊急支援事業	経営体育成緊急支援事業
総事業費(千円)	178,500千円	153,000千円	130,000千円	45,780千円	178,678千円
国庫補助金	85,000千円	76,500千円	65,000千円	21,800千円	85,085千円
県補助金	7,650千円	6,885千円	0千円	0千円	6,806千円
事業主体	J A紀の里	有田川町(旧吉備町)	岩出市(旧岩出町)	J Aみなべいなみ	J Aみなべいなみ
管理主体	J A紀の里	農事組合法人 吉備農産物販売	(J A岩出)	J Aみなべいなみ	J Aみなべいなみ
参加農家数	1454	700	334	1186	619
設置場所	紀の川市豊田56-3	有田郡有田川町庄1003-2	岩出市押川37-1	日高郡みなべ町東吉田274-1	海南市重根418-15
施設仕様	鉄骨平屋建 1,350㎡	鉄骨平屋建 445.16㎡	鉄骨2F建 600㎡	鉄骨平屋建 175㎡	鉄骨平屋建 967㎡
売場面積	890㎡	205㎡	155㎡	84㎡	600㎡
営業開始年月日	平成12年11月	平成12年5月	平成15年4月	平成15年2月	平成18年10月
営業時間	9:00~17:00	9:00~18:00	9:00~17:00	9:00~18:00	9:00~17:00
定休日	火曜日、お盆、正月	年中無休(但し、1月1~4日は除く)	火曜日、お盆、正月	年中無休(但し、正月は除く)	水曜日
連絡先	TEL 0736-78-3715	TEL 0737-52-6661	TEL 0736-69-0210	TEL 0739-72-1191	TEL 0736-33-2500
URL	http://www.ia-kinosato.or.jp/01_mekiteimon/	http://www.dondonhiraba.com/	http://www.kkr.milk.co.jp/road/michi.no.saki/contents/saki/iv7.nesensakuramatsos/index.html	http://www.ia-minabe.com/	http://www.ia-kibokura.com/orip/product/index2.html
販売実績推移					
H30	2,760,000千円(104)	478,515千円(105)	190,500千円(88)	169,000千円(156)	1,002,420千円(134)
H29	2,896,709千円(109)	401,000千円(88)	190,125千円(88)	165,310千円(153)	1,079,709千円(144)
H28	2,750,003千円(104)	453,678千円(100)	208,000千円(97)	162,462千円(150)	974,830千円(130)
H27	2,696,685千円(102)	441,550千円(97)	204,447千円(95)	161,999千円(150)	952,696千円(127)
H26	2,511,062千円(95)	453,000千円(100)	209,993千円(98)	152,033千円(141)	880,000千円(118)
H25	2,611,361千円(99)	459,000千円(101)	188,198千円(87)	151,609千円(140)	901,720千円(121)
H24	2,564,310千円(97)	467,333千円(103)	177,890千円(83)	144,196千円(133)	821,158千円(110)
H23	2,621,673千円(99)	479,353千円(106)	182,361千円(85)	134,200千円(124)	823,629千円(110)
H22	2,837,530千円(107)	486,000千円(107)	214,752千円(100)	123,370千円(114)	823,985千円(110)
H21	2,699,168千円(102)	468,032千円(103)	213,146千円(99)	104,062千円(96)	780,115千円(104)
H20	2,646,518千円(100)	453,900千円(100)	215,299千円(100)	108,165千円(100)	748,237千円(100)
来客実績推移					
H30	700,000人(87)	290,000人(86)	107,000人(65)	111,000人(154)	427,000人(109)
H29	701,485人(87)	299,000人(89)	109,205人(67)	110,252人(153)	453,604人(116)
H28	667,000人(83)	302,000人(90)	130,300人(80)	111,840人(155)	452,192人(115)
H27	777,592人(96)	307,978人(92)	130,222人(80)	110,602人(153)	437,880人(112)
H26	786,846人(97)	303,000人(90)	125,031人(76)	103,053人(143)	409,275人(104)
H25	806,108人(100)	310,000人(92)	127,674人(78)	98,985人(137)	414,966人(106)
H24	818,497人(101)	319,204人(95)	132,031人(81)	92,651人(128)	390,931人(100)
H23	829,236人(103)	330,714人(98)	133,290人(82)	90,037人(125)	397,570人(101)
H22	908,780人(112)	356,000人(106)	152,876人(94)	79,846人(111)	409,671人(104)
H21	917,488人(114)	348,000人(104)	159,632人(98)	70,635人(98)	406,144人(103)
H20	808,221人(100)	336,000人(100)	163,451人(100)	72,250人(100)	392,635人(100)

*販売実績・来客実績は概算値。()数値はそれぞれ10年前を100とした指数。
資料：果樹園芸課による聞き取り調査

和歌山県農業農村振興委員会
農業及び農山村の振興に係る第三者部会について
(設置根拠及び目的)

○附属機関の設置等に関する条例

昭和 28 年 4 月 7 日 条例第 2 号
最終改正 平成 28 年 6 月 28 日 条例第 58 号

附属機関の設置等に関する条例をここに公布する。

附属機関の設置等に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項及び第 202 条の 3 第 1 項の規定に基づき、法令又は他の条例に定があるもののほか、執行機関の附属機関の設置等について定めることを目的とする。

(昭 51 条例 38・一部改正)

(附属機関の設置)

第 2 条 知事の附属機関として、次の表の右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。※他の附属機関は表から省略

附属機関の名称	担任する事務
和歌山県農業農村振興委員会	農地、農業用施設等の適正かつ円滑な利活用についての重要事項の調査審議に関する事務

2 (略)

(執行機関への委任)

第 3 条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他必要な事項については、その附属機関の属する執行機関が定める。

(昭 50 条例 34・昭 51 条例 38・平 11 条例 33・一部改正)

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 27 年 9 月 1 日から適用する。但し、和歌山県自治紛争調停委員に関するものについては、昭和 28 年 4 月 1 日から適用する。

2～4 (略)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 6 月 28 日条例第 58 号)

○知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則

平成 25 年 4 月 2 日 規則第 47 号

改正 平成 28 年 6 月 28 日 規則第 62 号

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則を次のように定める。

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則

(目的)

第 1 条 この規則は、附属機関の設置等に関する条例(昭和 28 年和歌山県条例第 2 号。以下「条例」という。)第 3 条の規定に基づき、別表第 1 附属機関の名称の欄に掲げる附属機関(以下「附属機関」という。)の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 附属機関は、条例第 2 条第 1 項の表に掲げる当該担当事務について審査し、審議し、又は調査審議する。

(組織)

第 3 条 附属機関は、別表第 1 定数の欄に掲げる数の委員で組織する。

2 委員は、別表第 1 委員の要件の欄に掲げる者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、別表第 1 任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第 4 条 附属機関に会長又は委員長(以下「会長」という。)及び副会長又は副委員長(以下「副会長」という。)を置く。

2 会長及び副会長は、原則として委員の互選による。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 附属機関の会議(以下「会議」という。)は、法令で定めのあるものを除くほか、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第 6 条 附属機関に、専門の事項を審査させ、審議させ、又は調査審議させるため、必要があるときは、専門委員をおくことができる。

2 専門委員は、専門の学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する審査、審議又は調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第7条 別表第2 附属機関の名称の欄に掲げる附属機関に、同表分掌事務の欄に掲げる事務を分掌させるため、同表部会の名称の欄に掲げる部会を置く。

2 前項で定めるもののほか、知事は、必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができる。

3 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

4 部会に部会長を置く。

5 部会長は、当該部会に属する委員のうちから互選する。

6 部会長は、部会の事務を掌理する。

7 部会長に事故があるときは、部会に属する委員及び専門委員のうちからあらかじめ部会長が指名した委員が、その職務を代理する。

8 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 附属機関の庶務は、別表第1 所管部局の欄に掲げる部局において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、附属機関の運営その他必要な事項は別に定める。

別表第1(第1条、第3条、第9条関係)

(平25規則55・平26規則34・平27規則17・平28規則29・平28規則62・一部改正)

附属機関の名称	定数	委員の要件	任期	所管部局
和歌山県農業農村振興委員会	12人以内	学識経験を有する者	3年以内	農林水産部

別表第2(第7条関係)

(平26規則34・平27規則17・平27規則57・一部改正)

附属機関の名称	部会の名称	分掌事務
和歌山県農業農村振興委員会	日本型直接支払制度推進部会	県の特認基準の妥当性、市町村の対象農地の指定、当該年度の事業の執行状況及び各地区の取組についての評価その他事業の効率的かつ適正な執行についての調査審議に関する事務
	中山間ふるさと・水と土保全推進部会	翌年度の事業実施計画、当該年度の事業の執行状況及び事業実施に係る企画提案の評価・審査その他事業の効率的かつ適正な執行についての調査審議に関する事務
	農業及び農山村振興に係る第3者部会	翌年度の事業実施計画、当該年度の事業の執行状況及び事業地区別の各年度における成果についての評価その他事業の効率的かつ適正な執行についての調査審議に関する事務

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(関係規則の廃止)

- 2 (略)

附 則(平成28年6月28日規則第62号)

強い農業づくり交付金実施要綱（抄）

第1 趣 旨

我が国の農業は、国民への食料の安定供給という重大な使命に加え、地域社会の活力の維持、国土及び自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、我が国の経済社会の均衡ある発展と豊かでゆとりのある国民生活の実現のために欠かすことのできない重要な役割を果たしている。

一方、近年、消費・流通構造の変化に伴い、存在感を増す外食産業、流通業界のニーズに国産農畜産物が対応しきれなくなったことによる輸入農畜産物の急速な代替、農業従事者の減少・高齢化、農業所得の減少、耕作放棄地の増加及び更なる流通効率化の必要性等の問題が顕在化している。

このような状況に対処するため、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づき新たに策定された「食料・農業・農村基本計画」により、消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定的供給体制の構築を図るため、産地としての持続性を確保し、収益力を向上するための取組の推進、安全・安心で効率的な市場流通システムの確立等に取り組むことが最重要課題となっている。

このような課題に対処するため、強い農業づくり交付金は、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化及び食品流通の合理化等、地域における生産から流通・消費までの対策を総合的に推進するものである。

第2 目 的

強い農業づくり交付金による対策（以下「本対策」という。）は、第1の趣旨を踏まえ、次に掲げる政策目的に向け設定する政策目標の達成に資するものとして行うものとする。

- 1 産地競争力の強化
- 2 食品流通の合理化

（略）

第9 指導推進等

1 都道府県知事は、本対策の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるものとする。

2 対策の適正な執行の確保

- (1) 国は、本対策の適正な執行を確保するため、実施手続等について、別に定めるところにより、本対策の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本対策の運用に反映させるものとする。
- (2) 都道府県は、(1)に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。

ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱

第1～第7 〔省略〕

第8 事後評価等

1 事後評価

交付対象事業に係る事後評価は、次に定めるところにより、当該活性化計画が終了する年度の翌年度に行うものとする。

- (1) 計画主体は、交付対象事業別概要に定められた目標の達成状況等について評価を行い、評価内容の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その結果を公表するものとする。
- (2) 計画主体は、(1)の規定により聴取した第三者の意見を付して、公表した評価を農林水産大臣に報告するものとする。
- (3) 農林水産大臣は、(2)の規定により評価の報告を受けたときは、その結果を踏まえて、翌年度以降の交付金の配分を適正に行うものとする。

2 事後評価後の措置

- (1) 1の事後評価の結果、交付対象事業別概要に定められた目標の達成状況が低調である場合、計画主体は、その要因及び推進体制、施設の利用計画等の見直し等目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画を作成し、改善計画の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、公表するものとする（自然災害又は経済的・社会的事情の著しい変化等予測不能な事態の場合を除く。）。
- (2) 計画主体は、(1)の規定により聴取した第三者の意見を付して、公表した改善計画を農林水産大臣に提出するものとする。
- (3)～(4) 〔省略〕

第9 交付金の適正な執行の確保

- 1 計画主体は、事業実施主体による交付対象事業の実施について総括的な指導監督を行うとともに、必要に応じて、学識経験者等第三者、関係機関又は関係団体からの意見の聴取や地域における説明会等を通じて、活性化計画の推進体制を確立し、適正かつ円滑な交付対象事業の執行を確保するものとする。

以下省略

産地パワーアップ事業実施要領

第1～第17〔省略〕

第18 推進指導体制等

1 指導及び監督等

- (1) 生産局長等は、実施要綱別表のⅠの基金事業について、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金等に関する基準」という。）の3及び4に基づき各基準に適合するよう基金管理団体に対して指導及び監督を行うとともに、これらの基準に従い必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 基金管理団体及び地方農政局等は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、必要に応じて都道府県知事に対し必要な助言及び指導を行うものとする。
- (3) 都道府県知事は、本事業の効果的な運営を図るため、地域協議会、市町村及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本事業の実施についての推進指導に当たるものとする。

2 適正な執行の確保

- (1) 国は、本事業の適正な執行を確保するため、実施手続等について、別に定めるところにより、本事業の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本事業に反映させるものとする。
- (2) 都道府県は、(1)に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。
ただし、他の方法により本事業の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。

以下省略